

芦屋市消防団員退職報償金支給条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案		現 行	
<p>(遺族の範囲)</p> <p>第5条 退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(遺族からの排除)</p> <p>第5条の2 次に掲げる<u>者</u>は、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(補則)</p> <p>第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <p>退職報償金支給額表</p>		<p>(遺族の範囲)</p> <p>第5条 退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(遺族からの排除)</p> <p>第5条の2 次に掲げる<u>もの</u>は、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(委任規定)</p> <p>第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <p>退職報償金支給額表</p> <p style="text-align: right;">(単位 千円)</p>	
階級	勤務年数	階級	勤務年数

改正案							現 行						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上		5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	団長	189	294	409	544	729	929
副団長	229	329	429	534	709	909	副団長	179	279	379	484	659	859
分団長	219	318	413	513	659	849	分団長	169	268	363	463	609	799
副分団長	214	303	388	478	624	809	副分団長	164	253	338	428	574	759
部長及び班長	204	283	358	438	564	734	部長及び班長	154	233	308	388	514	684
団員	200	264	334	409	519	689	団員	144	214	284	359	469	639